別記２

**小規模特定事業の施工に関する（変更）計画書**

施工期間 自 許可日

至 　　年　　　月　　　日

事業者

**１　現場組織表**

１）事業者名 住　　　所

氏　　　名

電　　　話

２）現場施工体制 施工管理者

電　　　話

重機責任者

電　　　話

事務責任者

電　　　話

**２　特定事業に使用する機械、資材**

１）使用機械

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 規　格 | 数　量 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２）使用資材

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 規　格 | 数　量 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**３　施工内容**

【技術上の基準】（施行規則別表第２）

(1) 土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生

じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。

(2) 著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等

との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられ

ること。

(3) 土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする。土砂等によ

る埋立て等の高さが１５メートルを超える場合については、申請者は専門的な知識を有

する者による安定計算を行い、当該安定計算を記載した書面の提出により、安全の確保

を明確にしていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂等による埋立 | 法面の勾配 |
| １５ｍ超 | 安定計算を行い、安全が確保される勾配 |
| １５ｍ以下 | 垂直１ｍに対する水平距離が２ｍ以上の勾配 |
| ５ｍ以下 | 垂直１ｍに対する水平距離が１．８ｍ以上の勾配 |

(4) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和３７年政令第

１６号）第６条から第１０条までの規定に適合すること。

(5) 土砂等による埋立て等の高さが５メートル以上である場合にあっては、土砂による

埋立て等の高さ５メートルごとに幅１メートル以上の段を設けること。

(6) 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締

固めその他の措置が講じられること。

(7) 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によ

って風化その他の侵食から保護する措置が講じられること。

(8) 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による排

水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災

害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設

けること。

【指　針】

１　地山勾配が１：４を超える傾斜地に埋立て等を行う場合は、現況地盤に幅１ｍ以上

　の段切りを行うこと。

２　土砂等の締固めは、ブルドーザー等を用い、１層を３０ｃｍ程度として行うこと。

３　法面に設けた小段は、水が溜まらないように、５％の勾配を設けること。